2022年度地方政治Ⅰ期末試験

担当教員　　伊藤修一郎

　記事（朝日新聞2022年5月21日）を読んで次の問いに答えなさい。あくまで同記事と試験問題にある情報及び授業で学んだ内容を活かして解答すればよい。

　問題番号が明示されていれば、どのような順序で答えてもよい。

　「〇行以内」とあるのは目安なので、超過しても、少なすぎても減点はしない。

（1）傍線部Aにある東京都の交付金が、介護老人福祉施設に関する市長の判断に影響を与えたとしたら、それはいかなるものだと考えられるか。交付金を「補助金」とみて、授業で学んだ補助金の問題点と記事に書かれた内容を関連づけて3行以内で論じなさい。（10点）

（2）傍線部Bに書かれた「計画にある市有地を事業者に貸与か売却する場合は議決を必要とする条例」を議会が制定したのはなぜか。まず、授業で学んだ首長の権限の特徴を説明し、それと関係づけて傍線部Bの条例の制定理由を4行以内で説明しなさい。（10点）

（3）傍線部C（2か所）にある「委員会」（冒頭4行目）、「全員協議会」（4段目最終行）及び「本会議」（記事になし）の3つの語を用いて、市議会における審議のやり方を3行以内で説明しなさい。（10点）

（4）傍線部Dに「行政の監視機関である議会の責任」とある。これはどのような意味か。日本の地方制度における議会の位置づけと権限から簡潔に説明しなさい。（5点）

（5）傍線部Dにある「不信任決議」は、実際に6月23日の市議会に提案・可決された。定数21人全員が採決に参加し、20人が賛成した。村木市長は議会を解散し、選挙が行われる。仮に解散時の議員のほとんどが当選したとしたら、①どのような事態が次に起こると想定されるか。そのことから、②首長と議会の力関係について考察しなさい。（15点）

（6）傍線部Eの村木英幸市長の経歴を補足すると、立民、国民、共産と市民グループの支援を得て、自民、公明が推薦する現職を88票差で破って初当選した。一方、市議会の会派は、自民系11人、公明党3人、共産党3人、立憲民主系3人などとなっている。これらの経歴や政治状況と授業で学んだ知識を用いて、あきる野市における村木市長と市議会の関係を推論しなさい。理屈が成り立っていればよく、現実と合致するかは問わない。（10点）

講評

全体

持込可にした場合の通例だが、全体として出来が悪かった。試験場で資料を読めばよいと思って復習をしてこなかったためであろう。問われている論点と無関係の内容を長々と書き写した答案、鍵となる語句や概念を理解せずに繋ぎ合わせただけの答案などが多かった。何とか合格してもらおうと部分点を与えるよう努めたが、問いと無関係の記述や白紙に近い解答にまで加点することはできなかった。

問 1

補助金の問題点は 4〜5 項目ほど紹介したが（第 8 回授業）、そのうちで本問に関係するのは、「自治体の創意工夫を阻害。地域の実情を考えず、まず、補助金をもらうことを優先する」である。「目的（利得）と負担が一致しない。作り得になる」もある程度関連する。これと記事の「待機者は減少傾向にあるので介護人材の育成を優先し、施設整備は行わないとした中間報告」とを組み合わせればよい。都の交付金は、国の補助金と同様に、一定の方向に市の政策を誘導しようとするもので、本件では必要以上に施設を作らせる意図があったことを書いても加点される。

ちなみに（答案に書く必要はないが）施設の建設費用は、民間が作るので市の負担とならないかもしれないが、市の補助金が支出されたり、私有地の貸与・譲渡金額の減免がなされたりするなど、市の持ち出しがありうる。加えて、施設介護は介護保険財政からの支出が大きくなり、施設完成後の市の支出が増える可能性もある（地方政治Ⅱで取り上げる）。

問 2

この問題は厳密に議論すると難しいだが、想定した答えのポイントは、首長の権限は概括例示主義で幅広く規定されているので、議会に諮らず市長の判断で市有地の貸与や譲渡ができてしまうというところ（第 3 回授業）。

ちなみに、地方自治法 96 条、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」「専決処分事項の指定について」などによって、市長の専決処分、議会に諮る必要がある財産の処分などについて決められていて、問題となっている市有地の処分は議会にかける必要がありそうにみえる。しかし、これまでの経緯からすると、市長が独自判断で強行してしまうかもしれない。そこで議会は条例で、当該土地を名指しで特定し、処分には議決が必要と定めて歯止めをかけようとした。

問 3

一番のポイントは、委員会中心主義によって議事の効率化が図られているところ（第 6 回授業）。そのほかの加点項目は、本会議、委員会、全員協議会の運営方式（一問一答か、非

公開かなど)、本会議から委員会への付託と報告、全員協議会の問題点など。

問 4

一番のポイントは、二元代表制のもとでの議会の位置づけであり、首長と首長部局の監視（チェックアンドバランス）が重視されること（第 2 回授業)。これを実現する議会の権限として監視権（事務管理の検閲・検査、監査の請求など）があること（第 6 回授業)。100 条委員会、不信任議決権に触れても若干の加点がある。内容が 2 回の授業にまたがるためか、二元代表制に言及した答案は 10 枚に満たなかった。

問 5

① 再選後の最初の議会において再び不信任案が議員の 3 分の 2 以上が出席して過半数の賛成を得ると市長は失職することが地方自治法に定められている。実際、市長は失職した。近々選挙があるが、村木市長は出馬を宣言している。そこで再選されれば、市長と議会とのねじれが生じる。ねじれが生じるとか現状維持と書いた答案が多かったが、経過を飛ばして結果だけ書いても不十分。市長が再選されてもされなくても、市長が進めようとする施設整備は白紙に戻る可能性は高い（逆もありうる)。理由をちゃんと書いてあれば加点した。

② ポイントは、権限からみると強首長弱議会だが、議会の勢力によっては、市長の独走への歯止めとなること、平時には外から見えない議会の潜在的影響力が顕在化すること（第 7 回授業)。ほかにも、予算や条例案、同意人事などを人質に取って、議会多数派の要求を通すこともできることを書いても加点がある。

問 6

ポイントは、市長野党（自民公明）が過半数を占める分割政府であること（第 7 回授業)。あとは、理屈が通った推論をしていることが重要。例えば、少数与党（立民、共産など）に支援された市長なので、議会を顧みない独断専行をするしかなかった、市議出身で政治的な反対者・敵が多いから無理をした、など。少数与党から出発しても、議会対策をうまくやって、2 期目以降は相乗りとなって力を発揮する市長もいるが、村木市長は 1 期目の折り返し地点にすぎない。功を焦りすぎたのではないか、などもありうる。

なお、国政における政権与党（自民公明）と混同し、議会多数派を「与党」と呼んだ答案が散見されたが、地方議会では「首長選挙で応援した政党」を与党と呼ぶのが通例である。また、立民、国民、共産、市民グループを相乗りと記した答案も多かった。相乗りとは、革新系と保守系の両方の政党が応援する枠組みのことである。立民も「保守」を名乗ったりすることがあるが、自民党が入らない枠組みを地方政治では相乗りとは呼ばない。